

企 業 局 発 注 工 事
諸 経 費 項 目 一 覧

土木工事・水道工事諸経費項目

諸経費項目		積み上げによる積算を行う内容（当該工事で該当しない項目・内容は省略できる。）
1 共 通 仮 設 費	(1) 運搬費	運搬費として積算する内容は、次のとおりとする。
	1) 建設機械器具の運搬等に要する次の費用	
	(イ) 質量20t以上の建設機械の貨物自動車等による運搬費用	
	(ロ) 仮設材（鋼矢板、H形鋼、覆工板、敷鉄板等）の運搬費用	
	(ハ) 重建設機械の分解、組立及び輸送に要する費用	
	(ニ) 質量20t未満の建設機械及び器材等の搬入、搬出並びに現場内小運搬費用	
	(ホ) 建設機械の自走による運搬費用	
	(ヘ) 建設機械等の日々回送に要する費用	
	(ト) 質量20t以上の建設機械の現場内小運搬費用	
	※ 鋼桁、門扉等工場製作品の運搬費用は、直接工事費に計上する。	
	2) 上記に掲げるもののほか、工事施工上必要な建設機械器具の運搬等に要する費用	
	3) 建設機械等の運搬基地	
	(2) 準備費	準備費として積算する内容は、次のとおりとする。
	1) 準備及び後片付けに要する費用	
	(イ) 着手時の準備費用	
	(ロ) 施工期間中における準備、後片付け費用	
	(ハ) 完成時の後片付け費用	
	2) 調査・測量、丁張等に要する費用	
	(イ) 工事着手前の基準測量等の費用	
	(ロ) 縦、横断面図の照査等の費用	
(ハ) 用地幅杭等の仮移設等の費用		
(ニ) 丁張設置等の費用		
3) 準備作業に伴う、伐開、除根、除草による現場内の集積・積み込み及び整地、段切り、すりつけ等に要する費用		
4) 1)～3)に掲げるもののほか、工事施工上必要な準備作業。ただし、伐開、除根等に伴い発生する建設廃棄物等を工事現場外に搬出する運搬及び処分に関する費用については、準備費の中で積み上げ計上する。		
(3) 事業損失防止施設費	事業損失防止施設費として積算する内容は、次のとおりとする。（現場条件を的確に把握することにより必要額を適正に積み上げるものとする。）	
1) 工事施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等に起因する事業損失を未然に防止するための仮施設の設置費、撤去費及び当該仮施設の維持管理等に要する費用		
2) 事業損失を未然に防止するために必要な調査等に要する費用		
(4) 安全費	安全費として積算する内容は、次のとおりとする。	
1) 交通管理に要する費用		
2) 安全施設等に要する費用		
3) 安全管理等に要する費用		
4) 1)～3)に掲げるもののほか、工事施工上必要な安全対策等に要する費用		

諸経費項目		積み上げによる積算を行う内容（当該工事で該当しない項目・内容は省略できる。）
1 共 通 仮 設 費	(4) 安全費 (つづき)	安全費として積算する内容で共通仮設費率に含まれる部分は、下記の項目とする。
		① 工事地域内全般の安全管理上の監視、あるいは連絡等に要する費用
		② 不稼働日の保安要員等の費用
		③ 標示板、標識、保安燈、防護柵、バリケード、照明等の安全施設類の設置、撤去、補修に要する費用及び使用期間中の損料
		④ 夜間工事その他、照明が必要な作業を行う場合における照明に要する費用（大規模な照明設備を必要とする広範な工事（ダム・トンネル工事）は除く）
		⑤ 長大トンネルにおける防火安全対策に要する費用
		⑥ 酸素欠乏症の予防に要する費用
		⑦ 安全用品等の費用
	⑧ 安全委員会等に要する費用	
	上記以外で発注者が次の内容について、別途に積上げて積算してる場合は、その内容について、積上げ計上するものとする。	
	① 交通誘導員及び機械の誘導員等の交通管理に要する費用	
	② 鉄道、空港関係施設等に近接した工事現場における出入り口等に配置する安全管理員等に要する費用	
	③ 高圧作業の予防に要する費用	
	④ 河川及び海岸の工事区域に隣接して、航路がある場合の安全標識・警戒船運転に要する費用	
	⑤ その他、現場条件等により積み上げを要する費用	
	(5) 役務費	役務費として積算する内容は、次のとおりとする。（現場条件を的確に把握し、必要額を適正に積み上げるものとする。）
		1) 土地の借上げ等に要する費用
2) 電力基本料金（電力会社の「電気供給規程」により積算する。）		
3) 用水等の基本料金		
4) 電力設備用工事負担金 電力設備用工事負担金とは、臨時電力（1年未満の契約の契約期間の場合に適用）の臨時工事費及び高圧電力甲等（1年以上の契約期間で1年間までは負荷を増減しない場合に適用）の、工事費負担金を総称するものである。 工事費負担金は、使用する設備容量、電気供給契約種別、電力会社が施設する配電線路の延長等によって異なるので設備容量、使用期間、使用場所等を定めて負担金を計上する。		
(6) 技術管理費	技術管理費として積算する内容は、次のとおりとする。	
	1) 品質管理のための試験等に要する費用	
	2) 出来形管理のための測量等に要する費用	
	3) 工程管理のための資料の作成等に要する費用	
	4) 1)～3)に掲げるもののほか、技術管理上必要な資料の作成に要する費用	
	技術管理費として積算する内容で共通仮設費率に含まれる部分は、上記 1)、2)、3) について、当該工事で該当する下記内容とする。	
	① 品質管理基準に記載されている項目に要する費用	
	② 出来形管理のための測量、図面作成、写真管理に要する費用	
③ 工程管理のための資料の作成等に要する費用		
④ 完成図、マイクロフィルムの作成及び電子納品等（道路工事完成図等作成要領に基づく電子納品を除く）に要する費用		
⑤ 建設材料の品質記録保存に要する費用		

諸経費項目		積み上げによる積算を行う内容（当該工事で該当しない項目・内容は省略できる。）	
1 共 通 仮 設 費	(6) 技術管理費 (つづき)	⑥ コンクリート中の塩化物総量規制に伴う試験に要する費用	
		⑦ コンクリートの単位水量測定、ひび割れ調査、テストハンマーによる強度推定調査に要する費用	
		⑧ PC上部工、アンカー工等の緊張管理、グラウト配合試験等に要する費用	
		⑨ 塗装膜厚施工管理に要する費用	
		⑩ 施工管理で使用するOA機器の費用	
			上記以外で発注者が次の内容について、別途に積上げて積算している場合は、その内容について、積み上げ計上するものとする。
			(イ) 特殊な品質管理に要する費用
			(ロ) 現場条件等により積上げを要する費用
			(ハ) 諸経費動向調査に要する費用
			(ニ) その他、前記(イ)(ロ)に含まれない項目で、特に技術的判断に必要な資料の作成に要する費用
(7) 営繕費	営繕費として積算する内容は、次のとおりとする。		
	1) 現場事務所、試験室等の営繕（設置・撤去、維持・修繕）に要する費用		
	2) 労働者宿舍の営繕（設置・撤去、維持・修繕）に要する費用		
	3) 倉庫及び材料保管場の営繕（設置・撤去、維持・修繕）に要する費用		
	4) 労働者の輸送に要する費用		
	5) 上記 1)、2)、3) に係る土地・建物の借上げに要する費用		
	6) 監督員詰所及び火薬庫の営繕（設置・撤去、維持・補修）に要する費用		
	7) 1)～6) に掲げるもののほか工事施工上必要な営繕等に要する費用		
(8) 現場環境改善費	現場環境改善費として積算する内容は、次のとおりとする。		
	1) 施工のために必要な仮設備関係の現場環境改善 ①用水・電力等の供給設備、②緑花・花壇、③ライトアップ施設、④見学路及び椅子の設置、⑤昇降設備の充実、⑥環境負荷の低減		
	2) 施工のために必要な営繕関係の現場環境改善 ①現場事務所の快適化(女性用更衣室の設置を含む)、②労働者宿舍の快適化、③デザインボックス(交通誘導警備員待機室)、④現場休憩所の快適化、⑤健康関連設備及び厚生施設の充実等		
	3) 施工のために必要な安全関係の現場環境改善 ①工事標識・照明等安全施設のイメージアップ(電光式標識等)、②盗難防止対策(警報器等)、③避暑(熱中症予防)・防寒対策		
	4) 現場付近の地域及び付近住民との連携のために必要な備品・設備等 ①完成予想図、②工法説明図、③工事工程表、④デザイン工事看板(各工事PR看板含む)、⑤見学会等の開催(イベント等の実施含む)、⑥見学所(インフォメーションセンター)の設置及び管理運営、⑦パンフレット・工法説明ビデオ、⑧地域対策費(地域行事等の経費を含む)、⑨社会貢献		
	5) 積み上げ現場環境改善費(発注者が計上している場合にのみ計上するものとする。)		

諸経費項目		積み上げによる積算を行う内容（当該工事で該当しない項目・内容は省略できる。）
2 現 場 管 理 費	(1) 労務管理費	<p>労務管理費として積算する内容は、現場労働者に係る次の費用とする。</p> <p>1) 募集及び解散に要する費用(赴任旅費及び解散手当を含む。)</p> <p>2) 慰安、娯楽及び厚生に要する費用</p> <p>3) 直接工事費及び共通仮設費に含まれない作業用具及び作業用被服の費用</p> <p>4) 賃金以外の食事、通勤等に要する費用</p> <p>5) 労災保険法等による給付以外に災害時には事業主が負担する費用</p>
	(2) 安全訓練等に要する費用	現場労働者の安全・衛生に要する費用及び研修訓練等に要する費用
	(3) 租税公課	<p>租税公課として積算する内容は、次の費用とする。</p> <p>1) ① 固定資産税、② 自動車税、③ 軽自動車税等の租税公課。ただし、機械経費の機械器具等損料に計上された租税公課は除く。</p> <p>2) 工事契約書の印紙代等</p> <p>3) 申請書、謄抄本登記等の証紙代</p> <p>4) 諸官公署手続き費用</p>
	(4) 保 険 料	<p>保険料として積算する内容は、次の費用とする。</p> <p>1) 自動車保険（機械器具等損料に計上された保険料は除く。）の保険料</p> <p>2) 工事保険の保険料</p> <p>3) 組立保険の保険料</p> <p>4) 法廷外の労災保険の保険料</p> <p>5) 火災保険の保険料</p> <p>6) その他の損害保険の保険料</p>
	(5) 従業員給料手当	現場従業員の給料、諸手当（危険手当、通勤手当、火薬手当等）及び賞与。ただし、本店及び支店で経理される派遣会社役員等の報酬及び運転者、世話役等で純工事費に含まれる現場従業員の給料等は除く。
	(6) 退 職 金	現場従業員に係る退職金及び退職給与引当金繰入額
	(7) 法定福利費	<p>法定福利費として積算する内容は、現場従業員及び現場労働者に係る次の費用とする。</p> <p>1) 労災保険料の法定の事業主負担額</p> <p>2) 雇用保険料の法定の事業主負担額</p> <p>3) 健康保険料の法定の事業主負担額</p> <p>4) 厚生年金保険料の法定の事業主負担額</p> <p>5) 建設業退職金共済制度に基づく事業主負担額</p>
	(8) 福利厚生費	現場従業員に係る①慰安娯楽、②貸与被服、③医療、④慶弔見舞等福利厚生、⑤文化活動等に要する費用

諸経費項目		積み上げによる積算を行う内容（当該工事で該当しない項目・内容は省略できる。）
2 現 場 管 理 費	(9) 事務用品費	事務用品費として積算する内容は、次の費用とする。
	1)	事務用消耗品費
	2)	OA機器等の事務用備品費
	3)	新聞・図書・雑誌等の購入費
	4)	工事写真等の費用
	5)	その他
	(10) 通信交通費	通信交通費として積算する内容は、次の費用とする。
	1)	通信費
	2)	交通費
	3)	旅費
	(11) 交 際 費	現場への来客等の対応に要する費用
	(12) 補 償 費	工事施行に伴って通常発生する物件等の毀損の補修費及び騒音、振動、濁水、交通騒音等による事業損失に係る補償費。ただし、臨時にして巨額なものは除く。
	(13) 外注経費	工事施工を専門工事業者等に外注する場合に必要となる経費
	(14) 工事登録等に 要する費用	工事実績等の登録に要する費用
	(15) 雑 費	(1) から (14) までに属さない諸費用

諸経費項目		積み上げによる積算を行う内容（当該工事で該当しない項目・内容は省略できる。）	
3 一 般 管 理 費 等	1. 項目及び内容		
	(1) 役員報酬	取締役及び監査役に対する報酬	
	(2) 従業員給料手当	本店及び支店の従業員に対する給料、諸手当及び賞与	
	(3) 退職金	退職給与引当金繰入額並びに退職給与引当金の対象とならない役員及び従業員に対する退職金	
	(4) 法定福利費	本店及び支店の従業員に関する①労災保険料②雇用保険料③健康保険料④厚生年金保険料の法定の事業主負担額	
	(5) 福利厚生費	本店及び支店の従業員に係る①慰安娯楽②貸与被服③医療④慶弔見舞等⑤福利厚生等⑥文化活動等に要する費用	
	(6) 修繕維持費	建物、機械、装置等の修繕維持費、倉庫物品の管理費等	
	(7) 事務用品費	事務用消耗品費、固定資産に計上しない事務用備品費、新聞、参考図書等の購入費	
	(8) 通信交通費	①通信費②交通費③旅費	
	(9) 動力、用水光熱費	電力、水道、ガス、薪炭等の費用	
	(10) 調査研究費	技術研究、開発等の費用	
	(11) 広告宣伝費	広告、公告、宣伝に要する費用	
	(12) 交際費	本店及び支店などへの来客等の対応に要する費用	
	(13) 寄付金		
	(14) 地代家賃	事務所、寮、社宅等の借地借家料	
	(15) 減価償却費	建物、車輛、機械装置、事務用備品等の減価償却額	
	(16) 試験研究費償却	新製品又は新技術の研究のため特別に支出した費用の償却額	
	(17) 開発費償却	新技術又は新経営組織の採用、資源の開発、市場の開拓のため特別に支出した費用の償却額	
	(18) 租税公課	不動産取得税、固定資産税等の租税及び道路占用料、その他の公課	
	(19) 保険料	火災保険その他の損害保険料	
	(20) 契約保証費	契約の保証に必要な費用	
(21) 雑費	電算等経費、社内打ち合わせ等の費用、学会及び協会活動等諸団体会費等の費用		
2. 付加利益			
(1) 法人税等	1)	法人税	
	2)	都道府県民税	
	3)	市町村民税等	
(2) 株主配当金			
(3) 役員賞与金			
(4) 内部留保金			
(5) 支払利息及び割引料			
(6) 支払保証料その他の営業外費用			

建築・設備工事諸経費項目

諸経費項目		積み上げによる積算を行う内容（当該工事で該当しない項目・内容は省略できる。）
1 共 通 仮 設 費	(1) 準備費	運搬費として積算する内容は、次のとおりとする。 ①敷地測量、②敷地整地、③道路占有料、④仮設用借地料、⑤その他の準備に要する費用
	(2) 仮設建物費	仮設建物費として積算する内容は、次のとおりとする。 ①監理事務所、②現場事務所、③倉庫、④下小屋、⑤宿舍、⑥作業員施設、⑦その他に要する費用
	(3) 工事施設費	工事施設費として積算する内容は、次のとおりとする。 ①仮囲い、②工事用道路、③歩道構台、④場内通信設備等の工事用施設、⑤その他に要する費用
	(4) 環境安全費	環境安全費として積算する内容は、次のとおりとする。 ①安全標識、②消火設備等の施設の設置、③安全管理・合図等の要員、④隣接物等の養生及び補償復旧、⑤その他に要する費用
	(5) 動力用水光熱費	動力用水光熱費として積算する内容は、次のとおりとする。 ①工事中電気設備、②工事中給排水設備に要する費用、③工事中電気料金、④工事中水道料金、⑤その他
	(6) 屋外整理清掃費	屋外整理清掃費として積算する内容は、次のとおりとする。 ①屋外及び敷地周辺の跡片付け、②①に伴う屋外発生材処分等、③除雪に要する費用
	(7) 機械器具費	機械器具費として積算する内容は、次のとおりとする。 共通的な工事中機械器具(①測量機器、②揚重機械器具、③雑機械器具)に要する費用
	(8) その他	その他として積算する内容は、次のとおりとする。 ①材料及び製品の品質管理試験に要する費用 ②その他上記(1)から(7)のいずれの項目にも属さない費用

諸経費項目		積み上げによる積算を行う内容（当該工事で該当しない項目・内容は省略できる。）
2 現 場 管 理 費	(1) 労務管理費	<p>労務管理費として積算する内容は、現場労働者及び現場雇用労働者の労務管理に要する次の費用とする。</p> <p>1) 募集及び解散に要する費用</p> <p>2) 慰安、娯楽及び厚生に要する費用</p> <p>3) 直接工事費及び共通仮設費に含まれない作業用具及び作業用被服等の費用</p> <p>4) 賃金以外の食事、通勤等に要する費用</p> <p>5) 安全、衛生に要する費用及び研修訓練等に要する費用</p> <p>6) 労災保険法による給付以外に災害時に事業主が負担する費用</p>
	(2) 租税公課	<p>租税公課として積算する内容は、次の費用とする。</p> <p>1) 工事契約書等の印紙代</p> <p>2) 申請書、謄抄本登記等の証紙代</p> <p>3) 固定資産税・自動車税等の租税公課</p> <p>4) 諸官公署手続き費用</p>
	(3) 保険料	①火災保険、②工事保険、③自動車保険、④組立保険、⑤賠償責任保険、⑥法定外の労災保険の保険料
	(4) 従業員給料手当	現場従業員の給料、諸手当（交通費、住宅手当等）及び賞与。
	(5) 施工図等作成費	施工図等を外注した場合の費用
	(6) 退職金	現場従業員に係る退職金給付引当金繰入額及び現場雇用労働者の退職金
	(7) 法定福利費	<p>法定福利費として積算する内容は、現場従業員、現場労働者及び現場雇用労働者に関する次の費用とする。</p> <p>1) 労災保険料の事業主負担額</p> <p>2) 雇用保険料の事業主負担額</p> <p>3) 健康保険料の事業主負担額</p> <p>4) 厚生年金保険料の事業主負担額</p> <p>5) 建設業退職金共済制度に基づく事業主負担額</p>
	(8) 福利厚生費	現場従業員に対する①慰安、②娯楽、③厚生、④貸与被服、⑤健康診断、⑥医療、⑦慶弔見舞、⑧その他に要する費用
	(9) 事務用品費	①事務用消耗品費、②OA機器等の事務用備品費、③新聞・図書・雑誌等の購入費、④工事用写真代、⑤その他の費用
	(10) 通信交通費	①通信費、②旅費、③交通費
	(11) 補償費	工事施行に伴って通常発生する騒音、振動、濁水、工事用車両の通行等に対して、近隣の第三者に支払われる補償費。ただし、電波障害等に関する補償費を除く。
	(12) その他	<p>その他として積算する内容は、次の費用とする。</p> <p>1) 会議費、式典費、工事实績の登録等に要する費用</p> <p>2) その他上記(1)から(11)のいずれの項目にも属さない費用</p>

諸経費項目		積み上げによる積算を行う内容（当該工事で該当しない項目・内容は省略できる。）
3 一 般 管 理 費 等	1. 項目及び内容	
	(1) 役員報酬	取締役及び監査役に要する報酬
	(2) 従業員給料手当	本店及び支店の従業員に対する給料、諸手当及び賞与（賞与引当金繰入額を含む。）
	(3) 退職金	本店及び支店の役員及び従業員に対する退職金（退職給与引当金繰入額及び退職年金掛金を含む。）
	(4) 法定福利費	本店及び支店の従業員に関する①労災保険料、②雇用保険料、③健康保険料、④厚生年金保険料の事業主負担額
	(5) 福利厚生費	本店及び支店の従業員に係る①慰安、②娯楽、③貸与被服、④医療、⑤慶弔見舞、⑥その他福利厚生等に要する費用
	(6) 維持修繕費	建物、機械、装置等の修繕維持費、倉庫物品の管理費等
	(7) 事務用品費	事務用消耗品費、固定資産に計上しない事務用備品、新聞参考図書等の購入費
	(8) 通信交通費	①通信費、②旅費、③交通費
	(9) 動力用水光熱費	電力、水道、ガス等の費用
	(10) 調査研究費	技術研究、開発等の費用
	(11) 広告宣伝費	広告、公告又は宣伝に要する費用
	(12) 交際費	得意先、来客等の接待、慶弔見舞等に要する費用
	(13) 寄付金	社会福祉団体等に対する寄付
	(14) 地代家賃	事務所、寮、社宅等の借地借家料
	(15) 減価償却費	建物、車両、機械装置、事務用備品等の減価償却額
	(16) 試験研究償却費	新製品又は新技術の研究のため特別に支出した費用の償却額
	(17) 開発償却費	新技術又は新経営組織の採用、資源の開発並びに市場の開拓のために特別に支出した費用の償却額
	(18) 租税公課	不動産取得税、固定資産税等の租税及び道路占有料その他の公課
	(19) 保険料	火災保険その他の損害保険料
	(20) 契約保証費	契約の保証に必要な費用
	(21) 雑費	社内打ち合わせの費用、諸団体会費等の上記(1)から(20)のいずれの項目にも属さない費用
	2. 付加利益	
(1) 法人税等	①法人税、②都道府県民税、③市町村民税、④その他の税	
(2) 株主配当金		
(3) 役員賞与金		
(4) 内部留保金		
(5) 支払利息及び割引料		
(6) 支払保証料その他の営業外費用		

プラント工事諸経費項目

諸経費項目		積み上げによる積算を行う内容（当該工事で該当しない項目・内容は省略できる。）
1 共 通 仮 設 費	(1) 運搬費	運搬費として積算する内容は、次のとおりとする。
	1) 建設機械器具の運搬等に要する次の費用	
	(イ) 建設機械の自走による運搬	
	(ロ) 質量20t未満の建設機械の搬入、搬出	
	(ハ) 質量20t未満の機材等(足場材等)の搬入、搬出	
	(ニ) トラッククレーン油圧式60t以下の分解・組立及び輸送に要する費用	
	(ホ) 建設機械等の日々回送に要する費用	
	(ヘ) 建設機械、機材等(足場材等)の現場内小運搬	
	2) 発注者が次の内容について、別途に積上げて積算している場合は、その内容について、積上げ計上するものとする。	
	(イ) 質量20t以上の建設機械の貨物自動車等による運搬(トラッククレーン油圧式60t以下を除く)	
	(ロ) 仮設材等(覆工板等)の運搬	
	(ハ) その他、工事施工上必要な建設機械器具の運搬等に要する費用	
	(2) 準備費	準備費として積算する内容は、次のとおりとする。
	1) 準備及び後片付け等に要する費用	
	(イ) 工事着手前の基準点測量等や工事着手時の準備費用	
	(ロ) 完成時の後片付け費用	
(ハ) 工事現場全体の整理及び清掃費用〔電気設備工事の場合〕		
2) 発注者が次の内容について、別途に積上げて積算している場合は、その内容について、積上げ計上するものとする。		
(イ) 伐開、除根、除草、整地、段切り、すり付け等に要する費用		
(ロ) 工事施工に伴い発生する建設費器物等の運搬及び処分に関する費用		
(ハ) その他、工事施工上必要な準備等に要する費用		
(3) 事業損失防止施設費	事業損失防止施設費として積算する内容は、次のとおりとする。	
1) 工事施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等に起因する事業損失を未然に防止するための仮施設の設置費、解体及び当該仮施設の維持管理等に要する費用		
2) 事業損失を未然に防止するために必要な調査等に要する費用		
(4) 安全費	安全費として積算する内容は、次のとおりとする。	
1) 交通管理、安全施設、安全管理等に要する次の費用		
(イ) 工事地域内全般の安全管理上の監視、あるいは連絡等に要する費用		
(ロ) 不稼働日の保安要員等の費用		

諸経費項目		積み上げによる積算を行う内容（当該工事で該当しない項目・内容は省略できる。）
1 共通 仮 設 費	(4) 安全費 (つづき)	(ハ) 安全用品等の費用
		(ニ) 安全委員会等に要する費用
		(ホ) 標示板、標識、保安燈、防護柵、バリケード、照明等の安全施設類の設置、撤去、補修に要する費用及び使用期間中の損料
		(ヘ) 酸素欠乏症等の予防に要する費用〔電気設備工事の場合〕
		2) 発注者が次の内容について、別途に積み上げて積算している場合は、その内容について、積み上げ計上するものとする。
		(イ) 交通誘導員及び機械の誘導員等の交通管理に要する費用
		(ロ) 鉄道等に隣接した工事現場における出入口等に配置する安全管理要員等に要する費用
		(ハ) 夜間作業を行う場合における照明に要する費用
		(ニ) 酸素欠乏症等の予防に要する費用〔機械設備工事の場合〕
		(ホ) 河川、海岸工事等における救命艇に要する費用
		(ヘ) 粉じん作業の予防に要する費用
		(ト) バリケード、転落防止柵、照明、工事標識等の美装化に要する費用
		(チ) その他、工事施工上必要な安全等に要する費用
		(5) 役務費
(6) 技術管理費	<p>技術管理費として積算する内容は、次のとおりとする。</p> <p>1) 品質管理のための試験、出来形管理のための測量、工程管理のための資料の作成等に要する費用</p> <p>(イ) 据付けにおいて施工管理に必要な試験に要する費用〔機械設備工事の場合〕</p> <p>(ロ) 据付けにおける品質管理のための試験及び資料作成等に要する費用</p> <p>(ハ) 据付けにおける出来形管理のための測量、計測及び図面作成に要する費用</p> <p>(ニ) 据付けにおける工程管理のための資料作成等に要する費用</p> <p>(ホ) 据付けにおける工程、出来形、品質管理の確認等に必要写真管理に要する費用</p> <p>(ヘ) 完成図書及びマイクロフィルム等(電子媒体を含む)の作成に要する費用</p> <p>(ト) 塗装膜厚施工管理に要する費用〔機械設備工事の場合〕</p> <p>(チ) 施工管理で使用するOA機器等の費用</p> <p>2) 発注者が次の内容について、別途に積み上げて積算している場合は、その内容について、積み上げ計上するものとする。</p> <p>(イ) コンクリート中の塩化物総量規制に伴う試験に要する費用〔機械設備工事の場合〕</p> <p>(ロ) 施工管理項目以外の試験等特別な品質管理に要する費用〔機械設備工事の場合〕</p> <p>(ハ) その他、工事施工上必要な技術管理等に要する費用</p>	

諸経費項目		積み上げによる積算を行う内容（当該工事で該当しない項目・内容は省略できる。）
1 共 通 仮 設 費	(7) 営繕費	営繕費として積算する内容は、次のとおりとする。
	1)	現場事務所、倉庫、材料保管場、労働者の宿泊、労働者の輸送等に要する費用
	(イ)	現場事務所等の営繕(設置、撤去、維持・補修)に要する費用
	(ロ)	労働者宿舎の営繕(設置、撤去、維持・補修)に要する費用又は、労働者が旅館等に宿泊した場合の宿泊に要する費用
	(ハ)	倉庫及び材料保管場の営繕(設置、撤去、維持・補修)に要する費用
	(ニ)	労働者の輸送に要する費用
	2)	発注者が次の内容について、別途に積上げて積算している場合は、その内容について、積上げ計上するものとする。
	(イ)	監督員詰所の営繕(設置、撤去、維持・補修)に要する費用
	(ロ)	特別に必要な製作品の現場における保管倉庫の営繕(設置、撤去、維持・補修)に要する費用
	(ハ)	現場事務所、監督員詰所等のイメージアップ、シャワーの設置、トイレの水洗化等に要する費用
	(ニ)	営繕費に係る土地・建物の借上げに要する費用
	(ホ)	その他、工事施工上必要な営繕等に要する費用

諸経費項目		積み上げによる積算を行う内容（当該工事で該当しない項目・内容は省略できる。）
2 現 場 管 理 費	(1) 労務管理費	労務管理費として積算する内容は、現場労働者に係る次の費用とする。 1) 募集及び解散に要する費用(赴任旅費及び解散手当を含む。) 2) 慰安、娯楽及び厚生に要する費用 3) 直接工事費及び共通仮設費に含まれない作業用具及び作業用被服の費用 4) 賃金以外の食事、通勤等に要する費用 5) 労災保険法等による給付以外に災害時には事業主が負担する費用
	(2) 従業員給料手当等	現場従業員の給料、諸手当(危険手当、通勤手当等)及び賞与
	(3) 退職金	現場従業員に係る退職金及び退職給与引当金繰入額
	(4) 事務用品費	現地における①事務用消耗品、②新聞、参考図書、③その他の費用
	(5) 通信交通費	現地における①通信費、②交通費、③旅費
	(6) 交際費	現場への来客等の対応に要する費用
	(7) 法定福利費	法定福利費として積算する内容は、現場従業員及び一般従業員に係る次の費用とする。 1) 労災保険料の法定の事業主負担額 2) 雇用保険料の法定の事業主負担額 3) 健康保険料の法定の事業主負担額 4) 厚生年金保険料の法定の事業主負担額 5) 建設業退職金共済制度に基づく事業主負担額
	(8) 福利厚生費	現場従業員に係る①慰安娯楽、②貸与被服、③医療、④慶弔見舞、⑤文化活動、⑥その他に要する費用
	(9) 安全訓練等に要する費用	一般作業員の安全・衛生に要する費用及び研修訓練等に要する費用
	(10) 保険料	①自動車保険(機械器具等損料に計上された保険料は除く)、②工事保険、③組立保険、④法定外の労災保険、⑤火災保険、⑥その他の損害保険
	(11) 租税公課	①固定資産税、②自動車税、③軽自動車税、④その他の租税公課。ただし、機械経費の機械器具等損料に計上された租税公課は除く。
	(12) 補償費	工事施工に伴って通常発生する物件等の毀損の補修費及び騒音、振動、濁水、交通等による事業損失に係る補修費。ただし、臨時にして巨額なものは除く。
	(13) 据付外注経費	据付工事を専門工事業者等に外注する場合に必要となる経費
	(14) 工事登録費	工事実績の登録等に要する費用
	(15) 雑費	(1)から(14)までに属さない諸費用

諸経費項目	積み上げによる積算を行う内容（当該工事で該当しない項目・内容は省略できる。）	
1. 据付間接費〔機械設備〕・1-1. 据付(技術者)間接費〔電気設備〕		
3 据 付 間 接 費	(1) 従業員給料手当等	据付工事部門等の従業員の給料、諸手当及び賞与
	(2) 退職金	据付工事部門等の従業員に係る退職金及び退職給与引当金繰入額
	(3) 事務用品費	据付工事部門等の①事務用消耗品、②新聞、③参考図書、④その他の費用
	(4) 通信交通費	据付工事部門等の従業員の①通信費、②交通費、③旅費
	(5) 会議費	据付工事部門等の会議に要する費用
	(6) 交際費	据付工事部門等の来客等の対応に要する費用
	(7) 法定福利費	法定福利費として積算する内容は、据付工事部門等の従業員に係る次の費用とする。 1) 労災保険料の法定の事業主負担額 2) 雇用保険料の法定の事業主負担額 3) 健康保険料の法定の事業主負担額 4) 厚生年金保険料の法定の事業主負担額
	(8) 福利厚生費	据付工事部門等の従業員に係る①慰安娯楽、②貸与被服、③医療、④慶弔見舞、⑤文化活動、⑥その他に要する費用
	(9) 動力用水光熱費	据付工事部門等の①電気料、②水道料、③ガス料、④重油等燃料費、⑤その他に要する費用
	(10) 印刷製本費	据付工事部門等の資料のコピー、写真、印刷製本等に要する費用
	(11) 教育訓練費	据付工事部門等の技能養成、啓発、資格取得、安全訓練等に要する費用
	(12) 地代家賃	据付工事部門等の土地、建物等の借地借家料に要する費用
	(13) 保険料	据付工事部門等の①建物、機械、自動車の損害保険料、②火災保険、③その他の保険
	(14) 租税公課	据付工事部門等の①固定資産税、②自動車税、③軽自動車税、④その他の租税公課。ただし、機械経費の機械器具等損料に計上された租税公課は除く。
	(15) 雑費	(1)から(14)までに属さない諸費用
1-2. 据付(機械)間接費〔電気設備〕		
(1) 機器の施工現場における管理に要する費用	機器の施工現場内での保管に必要な安全施設、安全管理及び運搬等に要する費用	
(2) 機器の調達に要する費用	機器の調達、製作の調整等に要する費用	
(3) 訓練等に要する費用	機器の操作運用に関して発注者等への教育訓練に要する費用	
(4) 機械製作期間中の現場経費	機器製作期間がある場合に期間中の施工現場の安全管理等に要する費用	
(5) 保険料	機器の施工現場内における①火災保険、②損害保険、③その他の保険	
(6) 雑費	(1)から(5)までに属さない諸費用	

諸経費項目		積み上げによる積算を行う内容（当該工事で該当しない項目・内容は省略できる。）
5 一 般 管 理 費 等	1. 項目及び内容	
	(1) 役員報酬	取締役及び監査役に対する報酬
	(2) 従業員給料手当等	本店及び支店の従業員に対する給料、諸手当及び賞与
	(3) 退職金	退職給与引当金繰入額並びに退職給与引当金の対象とならない役員及び従業員に対する退職金
	(4) 事務用品費	事務用消耗品費、固定資産に計上しない事務用備品費、新聞、参考図書等の購入費
	(5) 修繕維持費	建物、機械、装置等の修繕維持費、倉庫物品の管理費等
	(6) 通信交通費	①通信費、②交通費、③旅費
	(7) 交際費	本店及び支店などへの来客等への対応に要する費用
	(8) 法定福利費	本店及び支店の従業員に関する①労災保険料、②雇用保険料、③健康保険料、④厚生年金保険料の法定の事業主負担額
	(9) 福利厚生費	本店及び支店の従業員に係る①慰安娯楽、②貸与被服、③医療、④慶弔見舞等、⑤文化活動、⑥その他に要する費用
	(10) 動力、用水光熱費	電力、水道、ガス、薪炭等の費用
	(11) 調査研究費	技術研究、開発等の費用
	(12) 広告宣伝費	広告、公告、宣伝に要する費用
	(13) 寄付金	
	(14) 試験研究費償却	新製品又は新技術の研究のため特別に支出した費用の償却額
	(15) 開発費償却	新技術又は新経営組織の採用、資源の開発、市場の開拓のため特別に支出した費用の償却額
	(16) 地代家賃	事務所、寮、社宅等の借地借家料
	(17) 保険料	火災保険その他の損害保険料
	(18) 租税公課	不動産取得税、固定資産税等の租税及び道路占用料、その他の公課
	(19) 減価償却費	建物、車両、機械装置、事務用備品等の減価償却額
	(20) 契約保証費	契約の保証に必要な費用
(21) 雑費	電算等経費、社内打ち合わせ等の費用、学会及び協会活動等諸団体会費等の費用	
2. 付加利益		
(1) 法人税等	①法人税、②都道府県民税、③市町村民税、④その他の税	
(2) 株主配当金		
(3) 役員賞与金		
(4) 内部留保金		
(5) 支払利息及び割引料		
(6) 支払保証料その他の営業外費用		